

# 広報いばせき

## 平成23年度第2号

10月16日は石油の日です

平成 23 年 9 月 21 日発行

### 《給油設備安全点検支援事業 4次募集について》

給油設備安全点検支援事業(地下タンク検査)の4次募集を行います。

① 受付期間：平成23年9月16日(金)～9月30日(金) (全石連必着)

※但し、石油組合：9月28日必着

② 予算残額：1.6億円

★(注)：古河市・結城市・坂東市・八千代町・五霞町・境町・守谷市は対象外

### 《地下タンク漏えい防止措置に係る猶予期間の延長について》

消防法改正に伴い、平成25年1月31日までに漏えい対策が義務付けられた地下タンクに対し下記の措置を講じた給油所について平成28年1月31日まで猶予期間が3年間延長になりました。

#### 1. 期間延長の対象給油所

今般の東日本大震災に伴い、災害救助法が適用された市町村に所在するSSであって、設備の被害を受けたことが市町村長等により確認された給油所。

#### 2. 期間延長の条件

①被害を受けた地下タンクが、腐食のおそれが特に高いタンクである場合には、精密油面計を設置することにより、猶予期間が3年に延長される。

従って、この期間中FRPライニング、電気防食施工を行うことは当然のことながら差し支えない。

① 被害を受けた地下タンクが、腐食のおそれが高いタンクである場合には、危険物規則第62条の5の2に基づく点検(定期点検)を、半年に1回以上行うことにより、猶予期間が3年間延長される。

#### 1. 手続き等

期間の延長の適用を受けようとする給油所は、平成25年1月21日までに下記の書類を市町村長等に提出しなければならない。

① 申請書

② 東日本大震災により給油所が損壊したことを明らかにできる書類(被災証明等)

③ 腐食のおそれが高いタンクである場合、在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、在庫管理に従事する者の教育に関すること、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置に関することその他必要な事項について記載した計画書

### 《地域エネルギー供給拠点整備事業について》

地下タンクの撤去及び入換工事を行う場合の補助事業の第5回目の受付が9月16日から開始(締切は9月30日午前中組合必着)しました。なお、タンクの入換は供給不安地域のみです。また、受付終了時点で予算残額がある場合は、10月17日から10月31日まで受付を行う予定です。補助内容につきましては、下記のとおりです。

工事の種類	申請資格	補助上限額	補助率
地下タンク撤去	品確法廃止後3年以内	1,000万円	対象経費の2/3
地下タンク入換	石油製品の供給不安地域	2,000万円	埋設後35年～50年未満1/4、50年以上1/3

\* 石油製品の供給不安地域：高萩市、常陸太田市、大子町又は工事実施SSを基点に、最短道路距離で5km四方以内に他のSSが1ヶ所以内の地域。詳細につきましては担当：井上までお問い合わせ下さい。